

全員協議会会議録

1	開 会.....	2
2	あいさつ.....	2
3	議 題.....	2
	(1) 協議事項について.....	2
	① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて.....	2
	(2) 報告事項について.....	3
	① 報告第1号 令和2年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	3
	② 議案第2号 令和2年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6
	③ 議案第3号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について	7
4	その他.....	9
5	閉会.....	27

日 時 令和3年6月4日(金) 午前10時00分～午前11時12分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総務課長 塚 原 延 欣
- ⑤ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑥ 税務課長 丸 谷 久美子
- ⑦ 社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑧ 健康増進課長 村 上 治 良
- ⑨ 農林課長 黒 田 禎
- ⑩ 下水道課長 江 連 康 一

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 粕 谷 嘉 彦

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

(10:00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、全員協議会開会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第368回矢板市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、私ども市当局から提出いたします案件は、報告事項3件、補正予算1件、条例の一部改正3件の計7件であります。

各報告事項につきましては、所管の課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 協議事項について

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 (1)の①について、説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） おはようございます。

去る5月28日午前10時から第2委員会室において、議会運営委員会を開催し協議をいたしました。

提出議案の件数、一般質問の通告者数、陳情の受理件数及びそれらの取扱い

等について慎重に協議した結果、この定例会の会期は、本日から6月17日までの14日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第4号までの4議案については、総務厚生常任委員会に付託し、陳情審査については、経済建設文教常任委員会に付託する予定であります。

何とぞ議員各位の御協賛を賜りますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑などありましたらお願いいたします。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(2) 報告事項について

① 報告第1号 令和2年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 御説明いたします。

令和2年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書を法の定めるところにより報告いたします。それでは報告書1ページをお願いいたします。

報告第1号、令和2年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を載せていますが、朗読のほうは割愛をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。こちらが計算書となります。この計算書につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額などを記載していきまして、全15の事業となります。上から2段目の2款総務費、戸籍住民基本台帳事業。その下に4款衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業。その下の6款、農林水産業費、農業振興事業。その下の土地改良管理事業。一つ飛びまして橋りょう

維持事業。この5事業以外の10事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。

それでは上の段から事業名と繰越事業を御説明いたします。

企画調整事業、矢板市テレワーク等設置促進補助事業。こちらはサテライトオフィスなどの会場及び進出の支援に係る国の補正予算によるもので事業の年度内完了が困難であり、繰越しをしたものであります。その下、戸籍住民基本台帳事務。こちらはデジタル手続法、戸籍法の改正に伴うシステム改修に係る経費でありまして、国の標準仕様書の作成の遅れによりまして作業が進まず、事業の年度内完了が困難であり、繰越しをしたものであります。新型コロナウイルスワクチン接種事業は高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でありまして、ワクチンの納入が4月下旬にずれ込んだことなどによりまして、繰越しをしたものであります。農業振興事業、産地生産基盤パワーアップ事業は国の補正予算に伴いまして、令和3年度の実施を予定していた事業を前倒ししたというものでありまして、申請者の事業完了を年度内にできないということで、繰越しをしたものでございます。土地改良管理事業はため池長寿命化計画作成に係る経費、こちらも国の補正予算に伴いまして令和3年度に実施のため池長寿命化計画作成に係る経費、こちらも国の補正予算に伴いまして、令和3年度の実施予定を前倒ししたというものでありまして、工期が確保できず繰越しをしたものでございます。

商業等活性化支援事業、営業時間短縮協力金事業負担金。こちらは営業時間短縮協力金事業に対しまして、市負担分の支払いが令和3年5月以降ということになったため繰越しをしたものでございます。

橋りょう維持事業、こちらは橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修に係る経費でありまして、調整に不測の日数がかかり所定の標準工期が確保できず、

繰越しをしたものでございます。

小学校一般管理事業は電子図書購入に係る経費、小学校保健安全事業は感染予防のための備品や消耗品の調達に係る経費、小学校教育振興事業は学生支援のためのタブレットドリルやデジタル教科書に係る経費、小学校施設大規模改修事業は矢板小学校の体育館空調整備に係る経費でそれぞれ国の補正予算に伴うものでありまして、さらに、学校などの調整に時間を要し、年度内完了ができず繰越しをしたものでございます。

中学校一般管理事業、中学校保健安全事業、中学校教育振興事業はそれぞれ小学校と同様の内容となっております。また、中学校施設大規模改修事業は、矢板、泉、片岡の3中学校の体育館空調整備に係る経費でありましてこれら4事業におきましても繰越しの理由は小学校と同様でございます。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。

御質疑などありませんか。

○中村久信議員 1点お伺いいたします。

これだけの多くの項目が繰越となったのですが、説明では不可抗力的なものと受け止めていますが、矢板市として課題を認識するようなそういう繰越明許はないということによろしいでしょうか。その確認だけをさせていただきます。

○総務課長 それでは中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の繰越、15事業ありますが、課題のあるような事業はないという認識をしております。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 なければ次に進みます。

② 報告第2号 令和2年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○下水道課長（江連康一） それでは報告事項の3ページを御覧ください。

報告第2号になります。

令和2年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、でございます。

次のページ、4ページの計算書を御覧ください。まず、5つの事業ともに、1款、資本的支出、1項、建設改良費となっております。

次に、事業名と繰越理由につきまして御説明申し上げます。上から交付金、枝線管渠築造工事分割1号につきましては、地下湧水が確認され、不測の日数を要したため繰越いたしました。

次に上から2つ目でございます。交付金コリーナ矢板幹線管渠築造工事分割1号でございます。こちらにつきましては、岩盤地質が確認されたもので、作業能率の低下により不測の日数を要し、繰越いたしました。

次に上から3つ目でございます。交付金コリーナ矢板幹線管渠築造工事分割2号でございますが、工事箇所におきまして、地下埋設物が支障となるということが確認されまして、工事内容の一部を変更するために不測の日数を要したため繰越いたしました。

次に上から4つ目と一番下の、現場技術監督業務委託、変更積算業務委託でございますが、こちらにつきましては上から2つ目の、交付金コリーナ矢板幹線管渠築造工事分割1号に関する業務委託でございますので、業務の趣旨を踏まえまして、併せまして繰越しをさせていただいております。

翌年度の繰越額でございますが、合計いたしまして、9,355万9,000円を繰

り越しております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。

御質疑などがありましたらお願いします。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 報告第3号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長 説明を求めます。

○農林課長（黒田 禎） 報告第3号、公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について、でございます。朗読は省略させていただきます。

この件につきましては、矢板市農業公社の経営状況に関する説明書として、法の定めに従いその説明書を提出するものです。

お手元の資料2ページを御覧ください。初めに令和2年度の事業報告でございますが、農業公社が、農業の生産性の向上としまして、農業の振興に係る地域活性化の事業目的に、5つの事業を実施しております。下段から役員等に関する事項ですが、理事、評議員、職務など記載のとおりでございます。

3ページ中段、事業の状況ですが、(1)農地流動化に関する事業、4ページ、(2)農業経営の安定化を図る事業、(3)地域特産物普及推進事業、そして5ページになりますが、(4)就農支援及び都市住民と農業者との交流促進事業としまして、この記載のとおりでございます。6ページから、役員会等に関する事項です。まず理事会につきましては、書面決議を含め6回、評議員会は5回開催しております。続きまして10ページの中段、基本財産及び特定資産の財源に関する事項です。どちらも当期の増減はありませんでした。12ページから、令

和2年度の収支でございます。(1)経常収益は、事業収益である事務受託収益が、受取補助金などにより、1,515万9円となりました。(2)経常費用は、事業費として、職員人件費のほか、施設運営費、運営などの経常経費、法人運営に要する管理費などにより、1,536万7,951円となりました。13ページの最後は、当期経常収益費用により、一般及び指定正味財産を合計した正味財産期末残高は、計3,054万8,550円となりました。詳細につきましては、添付のとおりでございます。続きまして、21ページ、令和3年度事業計画書でございます。引き続き、基本方針としまして、農業の振興と地域の活性化を目標、目的としまして、実施計画に記載のとおり、公益目的事業を実施してまいります。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑などはございませんか。

○宮本妙子議員 一つ確認させていただきたいと思います。

「お試しの家」の件なのですが、前年度はコロナウイルス感染症対策のため中止ということで了解しております。本年度につきましては、予定どおり受け入れるということで理解してよろしいのでしょうか。

○農林課長 今現在は、まだコロナウイルスの関係で休止といたしますか、受け入れてないという状況であります。今年の入居受付を現在も中止している状態です。今年も受入れの予定はございません。

○宮本妙子議員 この計画書には、予定ということで入っているとは思いますが、その点は話の中には出てこなかったのでしょうか。

○農林課長 まだコロナウイルスの感染拡大がどのような状況か分からないので、取りあえず今現在は受け入れていないという状況でございます。

○宮本妙子議員 すみません、繰り返しになって大変恐縮なのですが、それでは、

状況によっては途中からまた受け入れるというような内容でここに載せたというように理解してよろしいでしょうか。

○農林課長 宮本議員のおっしゃるとおりでございます。

○中村久信議員 1点お尋ねいたします。

コロナの影響を受けた事業とか、それによって全く行わなかった事業とか、影響を受けなかったものとかあるかというように思いますが、この2ページに定款に定めている目標、目的を最終的に、令和2年度が終わって、どのように総括されたのかをお尋ねいたします。

○農林課長 定款に関する事業内容の評価ということなのですが、まず、例えば矢板たかはら米ブランドPR事業などは、やはりコロナの影響で、1回しかイベントができなかったところがございますが、ほかにつきましては昨年と同程度、実施できたのではないかと受け止めております。

○議長 よろしいですほかにありませんか。

(なし)

○議長 次に進みます。

4 その他

○議長 その他について何かありますか。

○社会福祉課長(沼野晋一) 緊急事態宣言の延長を踏まえまして、生活困窮者への追加支援につきまして御説明いたします。資料はございませんのでお聞き取り願います。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、国の制度といたしまして、困窮世帯に対し、社会福祉協議会が受付し、緊急小口資金などの特例貸付けを実施しているところでございます。

この貸付けの申請期限を延長してきた一方、貸付け限度額に達している、また、社会福祉協議会から再貸付けについて不承認とされたといった事情で、特例貸付けを利用できない困窮世帯が存在しまして、こうした世帯が必ずしも、新たな就労などに移行できていないという実態があるとのことです。

このことから、国は急遽、生活保護に準ずる水準の困窮世帯に対する支援策といたしまして、いまだ仮称でございますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を実施するということになりました。

詳細については、まだ通知のほうは来ておりませんが、事業概要といたしましては、7月からの実施、そして、対象者は借入額が限度額に達している世帯や再貸付けについて、不承認とされた世帯でございます。緊急小口資金などの、特例貸付けを受けられない世帯であります。

なお、生活保護世帯については、こちらの対象から除かれます。

支給額につきましては、月額、単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上世帯で10万円の支給となります。

支給期間は7月以降の申請月から3か月となります。

実施主体は、福祉事務所設置自治体となっております。財政措置については、国の新型コロナウイルス感染症、セーフティネット強化交付金によりまして、補助率が10分の10ということになっております。

本事業につきまして、詳細な通知がまだ届いておりませんが、7月からの実施予定ということですので、届き次第、事業の実施要綱などを精査いたしまして、事業経費について、この6月議会の最終日に、補正予算を追加議案として提出したいということで考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

- 議長 御質疑などはございませんか。
- 中村久信議員 内容は分かりましたが、対象者に対してどのようにお知らせをしていく予定でしょうか。その1点をお尋ねいたします。
- 社会福祉課長 対象者への周知ということでございますが、こちらにつきましては、先ほども概要でお話ししたように、資金を借入れした方で、こちらのほうが満額など、もう借入れができないというような形になって、満額というかもう借入れができない、限度額などに達してしまっただけで借入れなどできないという方が対象となりまして、こちらの方の資金の借入れ相談などにつきましては、社会福祉協議会のほうが実施しているところでございますので、社会福祉協議会などを通じまして、そちらの方に通知するなど、また、7月からの実施ですので、広報なども間に合うかどうか分かりませんが、ホームページなどでも周知していくというような形で考えているところでございます。
- 中村久信議員 確認ですが、満額に達している人、不承認受けた人、そういう対象の方がいましたが、この対象者には社会福祉協議会を通じて必ず本人のところにその情報は届くという理解でいいですか。
- 社会福祉課長 そちらのほうのやり方などについては、詳細な国の通知が来ておりませんので、こういった通知の方法がいいのか、ホームページなどでの周知の方法がいいのか、直接本人のほうに通知したほうがいいのかということも含めまして、詳細な通知を国からの通知などを確認しながら、そちらのほうは考えていきたいと思っております。やはり、そういった困窮世帯の方の支援については、そのようなところも踏まえながら通知なども見ながら、こういった方法がいいのかも含めながら、通知、お知らせはしていきたいと考えております。なるべくというか、社会福祉協議会で、そういったデータ、誰が減額になっているというデータを持っておりますので、そちらと相談しながらやって

いきたいと考えております。

○中村久信議員 分かりました。

要望として、直接その情報が届くように、要はホームページなどに載っていますよ、後からそういうことではなく、そういう困っている人本人に直接、こういう施策が国としてできましたので利用できますよという、そういう案内を必ずしていただきたいというように思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 ほかにありませんか。

○神谷靖議員 1点確認ですけども7月から受付ということなのですけども、受付期限は決まっていますでしょうか。

○社会福祉課 申請期限につきましては、詳細はまだ来ていませんが、概要版のほうでは申請受付は8月末までということになっておりまして、支給期間につきましては7月からの3か月間ということになります。

○議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○健康増進課長（村上治良） 新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、現在の状況を報告させていただきます。なお資料はございませんので、お聞き取りをお願いしたいと思います。

まず、最初に、6月1日時点の高齢者向けワクチン接種の状況について報告させていただきます。65歳以上の高齢者は、全国で約3,600万人おりまして、そのうち2回目まで接種完了した方は、44万4,428人、率で言いますと1.25%でございます。また、栃木県では対象者約55万5,000人いらっしゃるうち、2回目まで接種を完了した方は5,711人、率にいたしますと1.03%となっているところでございます。それと比較いたしまして、矢板市の進捗ですが集団接種で行っている進捗状況については、対象者約1万1,000名の方のうち2

回目まで接種完了した方は、474人と、率にいたしまして、4.31%となつているところでございます。なお、このパーセンテージにつきましては、本日の読売新聞の報道によりますと、県内25市町中6番目の進捗と、人口規模の14市と比較いたしますと2番目に高い数字になっているところでございます。

仮に、明後日、日曜日6日、集団接種を行っておりますので、接種分を加えますと2回目まで完了される方は954人、率にいたしますと8.7%まで進捗が進んでいくというところがございます。全国や県平均を大幅に上回っている、進捗率となっているところを御理解いただきたいと思ひます。

このような状況ではございますが、政府が高齢者のワクチン接種を早期に進めていくという目標を掲げておりまして、栃木県では各市町のワクチン接種体制を補完する目的で、6月16日から栃木県営ワクチン接種会場を宇都宮市のとちぎ健康の森地内に開設することとなりました。

市といたしましても、8月1日まで矢板市の集団接種会場での4,320人分の御予約を受付した中がございますので、県営大規模接種会場が利用できることは、一刻も早く接種を受けた方には、接種機会が増えることとなりますので、ぜひ、今回の県大規模接種会場でのワクチン接種を、積極的に推奨してまいりたいと考えているところであります。

今朝の下野新聞にもありますように、昨日まで県から意向などですね、聞き取りを受けましたので、今回、急遽報告とさせていただいたところでございます。

現在のところ、詳細な内容はこれからというところがございますが、多くの市民の皆様へ会場まで足を運んでいただくために、接種した方への往復交通費相当分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、道の駅の商品券を贈呈することを検討しているところでござ

ございます。

次に、高齢者施設などへの巡回接種につきましては、既に病院併設の介護老人保健施設では、今月6月1日から接種を開始したところでありまして、高齢者施設などの接種完了は、7月中旬を見込んでいるところでございます。

さらに、身近なかかりつけ医、約一月から二月間に1度程度通院している方が対象となりますが、かかりつけ医での個別接種については、矢板市医師団の皆様と頻繁に打合せを行っているところでございまして、詳細なところまで話を詰めてから、市民の皆様に混乱が生じないように、開始に向けて、ただいま準備を進めているところでありますので、もうしばらくお待ちいただければと思っております。この個別接種を進めるに当たり、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、ワクチン接種により増加した、事務手続きなどで生じる事務員などの時間外手当の費用の一部を補助することをも検討しているところでありまして、接種を希望する高齢者の皆様の早期完了を目指してまいりたいと考えております。

今回の高齢者向けワクチン接種の加速化を図っていくために係る御説明いたしました幾つかの予算につきましては、6月議会の最終日に補正予算を追加議案として提出させていただきたいと考えておりますので何とぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種の現在の状況につきまして、健康増進課からの報告は以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。

御質疑などはございませんか。

○伊藤幹夫議員 今まで現状のお話を聞き理解いたしました。この状態で矢板

市として高齢者の接種が終了する予定はいつぐらいになりますか。7月の下旬を国、県は目標としているということですが、いつぐらいでありますか。

それからもう一点、先ほどの大規模接種に関して交通費の負担を、というお話ですが、交通手段はどういったことを、例えば矢板市としてバスを用意するとか、何か接種会場まで高齢者の方が1人で行くってなかなか難しいのかな。また、その後は御家族の負担なんかも大変だし、特に高齢者の方1人の高齢者の方はなかなか、交通手段をどのようにしたらいいのかという問題があると思いますが、その辺の見解をお願いいたします。

○健康増進課長 御質問にお答えいたします。

まず、2つあったかと思えます。

まず、1つ目は終了時期について、でございます。

報道などの発表により皆様御存知だと思うのですが、高齢者ですが、7月末までに終了させるということで、今全国どの自治体も取り組んでいるというところでございます。

矢板市におきましても、今後、集団接種、プラス、高齢者施設での接種と個別接種も、今、前倒しでお願いを進めているところでございまして、矢板市も7月末の希望する高齢者の完了に向けて取り組んで、全力を挙げているところでございますので、御理解いただければと思います。

2つ目、県の接種会場について、宇都宮ということで交通手段などの手配とございますか、バスとかの送迎の方法という御質問でございます。1人の方には負担があるという御質問だと思うのですが、そのことにつきましても、まず接種機会が増えるということは、非常に矢板市としてもありがたいところでございまして、身近なところの病院、かかりつけ医の接種を、国も早期に今調整中なので、県の施設会場には、まずは行ける方がどうしても優先されてしまうか

など。行ける方はぜひ、大規模接種会場に行ってください、接種をお願いしていくということになるかと思います。

ぜひ、身近なお医者さまで始まる時期が早く前倒しになってくれば、通常の診療と同時に、近くのお医者様へ行ける方もいらっしゃると思うので、そちらの方は、県というよりは、個別で始める時期、そちらも早く前倒しで行いますので、そちらで対応できればと思います。

お願いといたしましては、できるだけ県の会場、まだ詳細が決まっていない中ですが、必ず向こうに行ける方は、ぜひとも、足を運んでいただいて、接種をお願いするという考えで、お願いしていきたいというところでございます。

バスというのはやはり、50人乗りでも今このような状況なので20人程度しか乗れないので、なかなか大規模接種会場への、多人数の送迎というのは非常に難しい状況でございますので、現在は考えていない状況になっておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○伊藤幹夫議員 ありがとうございます。

接種会場が変わるので、矢板市で1人予約をした方が、ほかの会場を予約した場合に、その予約が重複するとかそういうことはないのですか。大規模接種会場で重複してしまうとか、そういうことはないのでしょうか。

○健康増進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

県の接種会場との2重予約の御心配という御質問だと思います。

これも詳細につきまして、県のほうからまだ確定されていないところではございますが、先週末の副市長会議などで、県のほうからも市の協力依頼というのですかね、関わっていただきたいという御依頼もございまして、その予約が2重にならないようにというか、できるだけその予約は、各市、町とかで、何

とか調整できないかというような依頼などもございまして、県としても会場を設置して、運営はしていただけるのですが、その予約につきましては、相当市町の関わりが大きくなります。市の関わりも大きいと思うのですが、その2重予約を防ぐという意味でも協力をしていかなければいけないものだと思っています。市が予約などを進めていくと2重予約ができるだけ少なくできるのかなど、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに御質疑がございますか。

○掛下法示議員 質問いたします。

高齢者施設につきまして大変いいと思いますが、確認としては、まず職員を優先すべきと思ひまして、どういう形でしていこうとしているのかということと、それから中に居住している人と、それからデイサービスへ来ている人とか、そういう人も多いと思ひますので、どの範囲でやろうとしているのか、高齢者施設も特養とかあるいはそれ以外のものもあると思ひます。少人数のところもありますし、その辺も含めて、どの辺でやろうとしているのか、教えて欲しいと思ひます。

○健康増進課長 御質問にお答えいたします。

高齢者施設の職員のお話がありました。高齢者施設、巡回ということで始まっておりますが、巡回接種を行うに当たりまして入所者プラス職員も同時に進めていくということで医師団の皆様と話をし、入居者プラスその職員も含めて行ってきたいと、こういう予定となっております。

デイサービスなど併設されているところにつきましても、こちらといたしましては、利用者の方の同意を得て、接種を進めていければと考えているところでございます。

高齢者施設につきましては、こちらから訪問して巡回という形で、一番早く接種が終わるように、対応していければと考えているところでございます。

以上でございます。

○掛下法示議員 先ほどの質問で、施設の大型の特養とかあるいは小規模の20人程度の施設はたくさんあると思いますので、どのレベルを対象として全て対象とするのかどうか含めてちょっと確認しておきます。

○健康増進課長 先ほどお答えしてしまいましたが、一部訂正でデイサービスセンターについては、通いの方はちょっと施設優先でやっていきますから、同時というわけにはいかないなということで御理解をいただければと思いますので、その認識をお願いしたいと思います。

あと、施設の数とか、種類とかという形なので、特養とか老人保健施設、介護保険などの施設ということで行います。

プラス、有料老人ホームであったり、サービス付きの住宅の高齢者住宅であったりというのも、巡回接種に含めまして、こちらから日程を組んで、先ほど申しあげましたように、7月の半ば頃までには全て回るような形で、施設も行くという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○掛下議員 デイサービスセンターということで、デイサービス専門のところと、それと居住施設の中では、デイサービスを併設して、両方やっているところと2つあります。

それとデイサービスセンターと言わないけども、デイサービスだけやっている高齢者施設もあります。その辺も含めて、統合したと、数多くやるような雰囲気なのですけどもちょっと希望的なところで、どの程度のものを考えているかというところを教えて欲しいと思います。

○健康増進課長 御質問にお答えいたします。通いの施設というより、要は、居住している形態は幾つかあります。居住している施設を行いくということで、グループホームや特養など介護保険の施設とかというものです。通いよりもまず居住ということをまず先にやっていきたいと考えております。

○議長 ほかにございませんか。

○神谷議員 個別接種ですが、先ほどまとまり次第御案内しますということと言われていたと思いますけども、読売新聞にも、野木町とか矢板市は、集団接種と個別接種も実施しているというような書かれ方をしていますので、ちょっと混乱しないように、早急に御案内をお願いしたいと思います。

あと、県が行う集団接種、今月 21 日からということで、高齢者からだと思えますけども、実は県のほう、11 月までに県民全員にということで動いていると思えますので、接種券だけは、市民の方に早く届くようお願いしたようですけどもその辺の状況を確認したいと思います。

○健康増進課長 神谷議員の御質問にお答えいたします。

県の施設関係、大規模接種、11 月末まで開くという報道がございまして、高齢者の次にステップで一般の方まで対象にするということだと思えます。

これは 6 月 16 日から開設ということになっているところなので、もう少し早く始められるというものでございます。また、接種券の送付につきましてですが、現在はまだ 65 歳以上の高齢者ということで、当然 7 月末まで完了を目指して全力で取り組んでいるという状況でございます。

次の段階、国が示している 60 から 64 歳までの方と、基礎疾患をお持ちの方、そのほかの方という順番になろうかとは思いますが、矢板市といたしましては、まずはこの高齢者の皆様を、状況を見ながら、完了が見えた時点で、次の接種券という段階になっていくものと捉えております。

接種券につきましては、その他、一般の方まで、できるだけ混乱生じないように、送付の仕方をちょっと工夫して、何とか取り組んでいきたいと考えているところがございますので、併せてご理解いただければと思います。

よろしくお願いたします。

追加で申し訳ございません。

最初の新聞の野木町とか矢板市が、個別に開始されていないというようなことだと思いますので、まずそれを早くということで逆に那須塩原とかそういうところはスタートしているところがございますので、こちらも早めに接種開始できるように進めておりまして、ぜひカウントをできるような形で、いければ現在は個別には行っておりません。

議長、暫時休憩お願いしてよろしいでしょうか。

- 議長 暫時休憩します。 (10:51)
- 議長 休憩前に続き会議を開会します。 (10:53)
- 健康増進課長 大変失礼いたしました。

本日の読売新聞の記事の件の御確認ということで、本日の記事によりますと矢板市や野木町など、集団接種と医療機関での個別接種を併用している自治体では、医療機関側の接種状況、自治体が同時に把握できない場合もあり云々っていうのが、この表現ですと矢板市では集団接種と医療機関で併用してもう始まっているような表現ではありますが、矢板市では、市内では始まっていないのですが、市民の方が例えば隣の市の病院と、隣は個別接種やっているところに行くと、病院が受け入れてくだされば、確かにワクチンは打てるという状況でございます。この表現で言いますと矢板市も野木町も、個別を併用しているというような表現に書かれておりますが、矢板市ではまだ始まっていない。ただ、近隣のところに入れた市民の方が、個別接種が始ま

っているところの病院に行つて了承を得られれば、当然打てるというところ
でございます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○掛下法示議員 非常に大事なことなのでもう一度確認したいのですが、前回の全協では高齢者の政府からの、実施時期の回答については、9月になってしまうということで矢板市が一度説明したってことで聞いていますので、今回の御説明では、希望者については、7月末までに終わらせるように思えるという表明が出ましたので、前向きな形で、大変いいと思いますが、そういった形で方針を前進するというように考えてよろしいでしょうか。

○市長 ただいまの掛下議員の御質問に対してお答えをいたします。

前回の全員協議会におきましては、7月末完了が困難である旨、総務省の方に御回答したというような質疑を小林議員との間でやらせていただいたかと思ひます。その後の動きといたしましては、当初は、矢板市につきましては、矢板市医師団の先生方の全面的な協力を、現在に至るまで頂戴をしておりますが、それでもなお、医師、看護師または薬剤師といった医療従事者の数が不足をしている。よつて、一度に効率的な接種ができる集団接種というようなことを選択したわけでございますが、先ほどの健康増進課長からもございましたように、医師団の先生方に何とか個別接種も実施をしていただける見通しが立ちつつございます。それが大きな前進の一つだということに思つております。

併せまして、これも先ほど健康増進課長から御説明を申し上げましたが、県営のワクチン接種会場への参加というものも表明をさせていただいて、できるだけ多く、枠をいただきたいというようなお願いを、私も先週は県庁へ

参りまして、お願いをしてきたところでございます。

そういった中で、集団接種に加えまして、新たに個別接種、さらには、県営ワクチン接種会場での集団接種というような方向性、さらには掛下議員から先ほどお尋ねがございましたが、高齢者施設などへのワクチン接種といったものも、今後、本格化すでにスタートしておりますが、本格化していきたいというように考えております。

このような積み重ねで、7月末完了は可能かどうかというお尋ねでございますが、御説明申し上げたとおりですね、接種回数はこれからより一層、増えていく、いかなくてもいけないというように思っておりますが、ただ掛下議員に対する反問権を行使するわけではございませんが、希望する高齢者全員というように、菅総理はじめ、厚生労働省、また総務省もおっしゃっているわけでございますが、希望する高齢者というのがどこまで増えるか分からない状況でございます。

そういった中で、私どもとしては取り得るべき選択肢は全てとってはおりますが、7月中完了というものを、お約束できるというような状況にはなっていないということ、御理解をいただければというように思います。

当初の見込みと比較いたしましても、ワクチン接種をしたいという高齢者の方、これ度重なるマスコミ報道もございまして、当初の見込みよりかなり増えていると、というような認識を持っております。

そういった中で、次のステップに至るのはどういう段階になるのかというようなことをもってですね、接種完了というように申し上げたいと思っておりますが、7月完了というようなことを現段階でお約束できる、そういった環境にはない状況にはないということだけは御理解いただけないかなというように思っているところでございます。

○議長 ほかにございませんか。

○掛下法示議員 分かりました。

健康増進課長は、できると言っていましたけども、市長の方からは、できるように努力しているということで、確約まではできないという形になっておりましたが、できるだけやれるようによろしく願いいたします。

○議長 「その他」の「その他」に入ります。

議員もしくは当局の方からありませんか。

○中村久信議員 それでは1点。

償却資産税の申告漏れの対策についてということで、質疑させていただきます。税務課長はいないのですけどよろしいですね。

○議長 暫時休憩します。 (11:00)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11:01)

○中村久信議員 過日、先月の22の下野新聞だったと記憶しておりますが、報道されました、矢板市として償却資産税の申告漏れの対策として、民間企業と提携して行うという記事が載っておりました。

この内容に関して報道以外の情報がないことも含めてですね、お尋ねをさせていただきますたいというように思います。

大きく2点ということでございます。

1つ目として、その前に常々委員会などでも発言をしていますが、やはり税の公平公正の観点から、負担すべきものは当然負担して納めていただくという、こういう原則に基づいて申告漏れ、また課税漏れなどがないようにすべきだということは当然だというように思いますから、今回の取組はそういう観点から評価をさせていただいています。そのことを申し上げながら、1点目として、税に関する情報を民間会社に委託した民間会社に渡して、また新

聞報道によりますと現地調査なども行いながら、その申告漏れがあるか否かを最終的に判断するというような形になっているというように理解しています。そういったときに市から与える税の情報提供に関する情報が、どの程度のものかというものがよく分からないのですが、税情報というのは非常にこう、触れないように取り扱われている、市の中でもそういうような情報だというように認識をしておりますので、そういう観点から、個人情報の観点、またプライバシーの観点からですね、問題などはないという確認を取りたいというのが1つ目でございます。

もし何か問題までとは認識しなくても課題があるということであれば、その課題に対する対策を取られているというように思いますから、そういったものもお話を説明していただければというように思います。

2つ目は、完全成功報酬ということになっていますので矢板市からの事前の経費、成功しなかった場合の経費は発生しないという認識をしています。

したがって、新たに見つかった場合にはその50%が報酬として支払われて、50%が矢板市に入ってくるという認識になると、見方によって矢板市として余り労力がかけずに50%増収になるという見方もあれば、例えば貴重な税金が50%必ず失われるというこういう見方も当然取れます。

したがって市で努力してそれを、そういう申告漏れを見つけて申告を流して課税できれば100%入ってくるものが、50%失われると、それは放棄するというような見方にもなるわけですが、そういったところの両面の考え方について、どのように整備されてこられたのかなということをお尋ねをさせていただいて、この2つ目については、その実効性があるかというようなことも当然ながら、関係はしてくるわけですが、その辺を踏まえてお答えいただければというように思います。

以上でございます。

○税務課長 それではただいまの中村議員の御質問にお答えします。

まず1点目の、市が提供する情報の、情報についてであります。市から提供する情報につきましては、償却資産課税台帳と、法人市民税課税台帳の登録者の名称と住所・所在地となります。

これらの情報は、業務を行う上で必要な情報でありまして、これらを提供することは、個人情報保護やプライバシー保護に関して、特に問題はありませんが、提供しました個人情報の、安全な管理を行う必要があるため、委託業者には、プライバシーマークや情報セキュリティーマネジメントシステムの取得認証を受けた業者を選定しまして、契約書の仕様書には、秘密の保持や個人情報の保護、個人情報の管理について、遵守事項を明記しています。

知り得た情報の目的外利用の禁止や、対応した資料の委託業務完了後の速やかな返却など、委託業者には、個人情報の取り扱いが適切に行われるよう監督していきます。

続きまして2点目の質問になりますが、この業務を委託せずに行った場合、調査には長期の時間を要することになり、早期の課税に結びつけるのが難しいと考えております。

これに対しまして、委託業者は、償却資産調査システムの特許を取得しておりまして、それらの技術やノウハウを活用して、短期間で効率よく、作業を実施でき早期の課税につながるものと考えております。

この業務委託は、新たに課税となった税額の50%を委託料として支払うこととなりますが、早期の課税につながるという効果があり、課税の適正化公平化が図られ、さらに税収増にもつながることから、委託により実施するものがあります。

以上となります。

○中村久信議員 了解いたしました。2番目のほうはですね、先ほど私も言いましたように、いろんな見方ができます。

早期の増収アップということにもつながるかとは思いますが、この税っていうのを用意ドンで今スタートを切ったわけではないのですね、日々ずっと続いているものですから、日常ですね、そういったものがないように、漏れがないようにまたミスがないようにというのは、日々努力されているというように思いますから、そういった面では、新たなそういう手法を見つけられたということでは大いに評価をするわけですが、矢板市として、やはり必要なことですから、職員の皆さんは全庁挙げて、努力していかなければならない項目だと、いうように思いますので。

そうすることによって、いろんなノウハウもまた手法に蓄積されるだろうというように思うところですね、簡単に、50%あるからということで、幕開けしてしまうといろんなノウハウも蓄積されないのかなとかですね、いろいろ思いがありますので、今後も引き続き、税の公平・公正性の面からもですね、そういったミスがないように漏れがないように取り組んでいただきたいということを申し上げて終わりにさせていただきます。

これ要望です。

○議長 ほかにございませんか。

○伊藤幹夫議員 先ほど中村委員からも質問ありましたが、非常にこれ県内でも、小山に次いで2つ目ということらしいのですが、全国でという点で非常に斬新なやり方なのかなと思うのですが、2つ目の先ほどの質問の中で、50%の収入ということなのですけどこれ償却資産ということは、経費で多分落としてくのだと思うのですが、支払う方はですね、その場合に市民税と

か、それには影響してこないのですか。

収入の中で、経費で落とした場合はどうなのでしょう。

○議長 伊藤議員に確認します。

○伊藤議員 減価償却をするわけですね、償却した場合に、収入から控除になりますよね。その場合に、市民税に対しての影響は出てこないのですか。

○税務課長 先ほど御説明で申し上げました、新たに課税となった税額の 50% を委託料として支出するというものは、固定資産税における償却資産の、新たに課税となった税額の 50%ということですので、市民税の影響はございません。

○議長 ほかにありませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(1 1 : 1 2)

令和 年 月 日

議長